

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年9月26日

赤穂市長 牟禮 正穂

赤穂市条例第44号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例

(赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年赤穂市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(赤穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 赤穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年赤穂市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年赤穂市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。